



建設発生土処理に関する積算等について（通知）

技術基準の種類：積算
通知日：平成9年9月10日

管 第 511 号
平成9年9月10日

部内各課（室）長
各土木事務所長
鳥取港湾事務所長

} 様

土 木 部 長

建設発生土処理に関する積算等について（通知）

平成6年3月18日付発管第240号で通知したこのことについて、建設副産物のより一層の利用促進を図るため下記のとおり一部改正したので、平成9年9月16日以降起工決済する工事から実施してください。

記

- 建設発生土の工事現場からの搬出
 - 工事現場から50kmの範囲内に建設発生土を利用する他の建設工事（民間建設工事を含む）があり、受入れ時期、土質等の調整が可能な場合は、原則としてこの建設工事現場へ搬出する。
 - なお、建設残土処理協議会で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。
 - また、工事現場から50kmの範囲内に建設発生土を利用する他の建設工事（民間建設工事を含む）がないが、工事現場から30km以内に（財）鳥取県建設資源利用センター事業所がある場合は、同センター事業所へ搬出する。
 - さらに、工事現場から50kmの範囲内に建設発生土を利用する他の建設工事（民間建設工事を含む）がなく、30km以内に（財）鳥取県建設資源利用センター事業所がない場合は、自由処分とする。
- 積算上の扱い
 - 他の建設工事現場（民間建設工事を含む）へ搬出する場合は、他の工事現場と連絡調整を行い、搬出に必要な経費を計上する。
 - （財）鳥取県資源利用センター事業所へ搬出する場謬合は、運搬費と処分料500円/を計上する。
 - 自由処分の場合は、起工設計で運搬距離10kmの運搬費と敷均し経費を計上する。
また、変更設計において、実運搬距離が10km以内の場合は実運搬距離により設計変更し、実運搬距離が10kmを越える場合は原則として設計変更しない。
- その他
 - 現場説明書において、建設発生土の搬出場所、運搬距離等の施工条件を明示する。
 - 建設発生土処理に関する積算等のフローは別紙による。